

不要財産の国庫納付について

1. 経緯

会計検査院により、独立行政法人における政府出資金、資本剰余金及び利益剰余金の状況について検査が実施されたところ、独立行政法人国民生活センターについて、平成15年10月1日の独立行政法人設立時に現金預金及び投資有価証券を承継し、明確な使途がないまま平成23年度末まで保有している点が問題とされた。

2. 不要財産の内容

(1) 独立行政法人通則法（以下通則法）第46条の2第1項に基づくもの
独立行政法人国民生活センター設立時に政府から出資された9,166,546,650円のうち、現金及び預金254,944,653円。

取得の日 平成15年10月1日 254,944,653円（独法移行日）
申請の日 主務大臣への申請日 254,944,653円（不要財産の認可申請日）

(2) 通則法第46条の2第2項に基づくもの
独立行政法人国民生活センター設立時に政府から出資された9,166,546,650円のうち、投資有価証券10,000,000円。

取得の日 平成15年10月1日 10,000,000円（独法移行日）
申請の日 主務大臣への申請日 10,000,000円（不要財産の認可申請日）

3. 対応方針

社会経済情勢の変化等により、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため。通則法第46条の2に基づき、平成25年度中に国庫納付の手続きを実施することとしたい。

【参考条文】

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

（略）

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（略）